

青森県知事 殿

住所（法人にあっては、主たる
事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及
び代表者の氏名） 印

県外産業廃棄物搬入（変更）事前協議書

次のとおり県外産業廃棄物を搬入したい（ 年 月 日付けで協議した
内容を変更したい）ので、青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する
条例第 3 条（第 5 条第 1 項）の規定により協議します。

排出事業場	名称	
	所在地	(電話番号)
搬入する県外産業廃棄物	種類	
	性状	
	排出過程	
	量	
	搬入期間	

搬入の方法	
搬入の経路	
搬入時間	
処分方法及び場所	
処分に係る施設の処理能力	(最終処分場の残存容量 m ³)
搬入の理由	
県内に搬入する前の処分方法及び場所	

県外産業廃棄物の運搬又は処分の委託先

区 分	産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者	
1 収集運搬 2 中間処理 3 最終処分	氏名又は名称	
	住所又は主たる事務所の所在地	(電話番号)
1 収集運搬 2 中間処理 3 最終処分	氏名又は名称	
	住所又は主たる事務所の所在地	(電話番号)
1 収集運搬 2 中間処理 3 最終処分	氏名又は名称	
	住所又は主たる事務所の所在地	(電話番号)
運搬(再委託)	氏名又は名称	
	住所又は主たる事務所の所在地	(電話番号)

- 注 1 協議の内容の変更の場合には、変更前と変更後の内容を対比して記載すること。
- 2 記名押印に代えて、署名することができる。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

青 森 県 知 事 殿

住 所 （ 法 人 に あ っ て は 、 主 た る
事 務 所 の 所 在 地 ）

氏 名 （ 法 人 に あ っ て は 、 名 称 及
び 代 表 者 の 氏 名 ）

氏 名 等 変 更 届

次 の と お り 氏 名 （ 名 称 、 住 所 、 主 た る 事 務 所 の 所 在 地 ） に 変 更 が あ っ た の で 、
青 森 県 県 外 産 業 廃 棄 物 の 搬 入 に 係 る 事 前 協 議 等 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 第 5 条 の 規
定 に よ り 届 け 出 ます 。

氏 名 (名 称)	変 更 前	
	変 更 後	
住 所 (主 た る 事 務 所 の 所 在 地)	変 更 前	(電 話 番 号)
	変 更 後	(電 話 番 号)
変 更 年 月 日		年 月 日

注 用 紙 の 大 き さ は 、 日 本 工 業 規 格 A 4 縦 長 と す る 。

青森県知事 殿

住所（法人にあっては、主たる
事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及
び代表者の氏名） 印

県外産業廃棄物搬入状況報告書

青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例第 6 条の規定により、次のとおり県外産業廃棄物の搬入状況を報告します。

年度分（ 年 月～ 年 月）

排出事業場	名 称	
	所 在 地	(電話番号)
委託先	収 集 運 搬	
	中 間 処 理	
	最 終 処 分	

県外産業廃棄物搬入状況

(単位 t)

産業廃棄物の種類					
搬入量	年 月				
	年 月				
	年 月				
	年 月				
	年 月				
	年 月				
	年 月				
	年 月				
	年 月				
	年 月				
	年 月				
	計				

注 1 記名押印に代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

平成 年度県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する協定書

青森市長島一丁目1番1号

(甲) 青 森 県

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

(乙) 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

上記当事者間において、青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成14年12月青森県条例第79号）第10条の規定により、平成 年度における県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関して、次のとおり協定を締結した。

（県外産業廃棄物の適正な処理の推進）

第1条 乙は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成14年12月青森県条例第79号）その他関係法令等を遵守し、県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議に関する内容に従い、県外産業廃棄物を適正に処理するものとする。

（環境保全協力金の納付）

第2条 乙は、甲の実施する産業廃棄物の適正処理の推進に関する施策に要する費用に充てるための環境保全協力金を甲に納付するものとする。

2 乙は、前項の環境保全協力金を甲の発する納入通知書により 年 月 日までに納付するものとする。

（環境保全協力金の額）

第3条 環境保全協力金の額は、平成 年度において乙が搬入した県外産業廃棄物の重量に、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額を乗じて得た額とする。

2 前項の環境保全協力金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

（協議事項）

第4条 この協定書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

(甲) 青森県知事 印

(乙) 氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印

別表（第3条関係）

区 分	1トン当たりの額
中間処理をした後の県外産業廃棄物のうち9割以上のものが再生される場合	50円
中間処理をする場合（上記区分に該当する場合を除く。）	200円
最終処分をする場合	500円

※ 県外産業廃棄物の重量の計測が困難な場合には、次の表の左欄に掲げる産業廃棄物の種類（種類ごとの体積を計測できない産業廃棄物にあっては、その主たる産業廃棄物の種類）に応じ、その体積1立方メートルにつき同表の右欄に定める重量に換算するものとする。

産 業 廃 棄 物 の 種 類	重 量
1 燃え殻	1.14トン
2 汚泥	1.10トン
3 廃油	0.90トン
4 廃酸	1.25トン
5 廃アルカリ	1.13トン
6 廃プラスチック類	0.35トン
7 紙くず	0.30トン
8 木くず	0.55トン
9 繊維くず	0.12トン
10 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	1.00トン
11 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第2条第4号の2に掲げる廃棄物	1.00トン
12 ゴムくず	0.52トン
13 金属くず	1.13トン
14 ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず	1.00トン
15 鉱さい	1.93トン
16 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	1.48トン
17 動物のふん尿（畜産農業に係るものに限る。）	1.00トン

18	動物の死体（畜産農業に係るものに限る。）	1.00トン
19	廃棄物処理法施行令第2条第12号に掲げる廃棄物	1.26トン
20	廃棄物処理法施行令第2条第13号に掲げる廃棄物	1.00トン